

研究所 月報 2024.6

2024年4月から段階的に施行へ

改正雇用保険法案成立

改正雇用保険法案が、2024年5月10日に参議院において可決・成立しました。これにより2025年4月以降、順次施行されることとなります。

改正法のポイントは以下のようになっています。

(1) 雇用保険の適用拡大 (2028年10月1日)

雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用拡大する。

(2) 教育訓練給付の拡充 (2024年10月1日)

- ・教育訓練給付金の給付率の上限を、受講費用の70%から80%に引上げ。
- ・専門実践教育訓練給付金については、教育訓練受講後に賃金が上昇した場合、受講費用の10%を追加支給。(合計80%)
- ・特定一般教育訓練給付金については、資格取得し再就職した場合、受講費用の10%を追加支給。(合計50%)

(3) 「教育訓練休暇給付金」の創設 (2025年10月1日)

雇用保険の被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合「教育訓練休暇給付金」として賃金の一定割合を支給する。

給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれかとする。

(4) 育児休業給付を支える財政基盤の強化 (①公布日、②2025年4月1日)

①令和6年度(2024年度)から、育児休業給付の国庫負担割合を1/80から1/8に引き上げる。

②保険料率を現行の0.4%から0.5%に引き上げつつ、保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組みを導入する。



個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法が変わります！

- ・電子データでの受取を選択できるようになります。
- ・電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。



Q 電子データでの受取は、義務ですか？

A 電子データでの受取は義務ではありません。給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望した場合は、電子データでの受取が可能となります。

Q 電子データでの受取の申出は、いつ、どのようにすれば良いですか？

A eLTAX を通じて給与支払報告書を提出する際に、受取方法を選択します。

Q 受取方法は従業員毎に電子データか書面かを選択できますか？

A 従業員毎に受取方法を選択することはできません。一律に受取方法を選択する必要があります。

Q 電子データはどうやって従業員に配布すれば良いですか？

A 原則として、電子的な方法で配信していただきます。
具体的には、社内システムやメールでの配布が考えられます。

Q 工場勤務者など社内システムやメールでの配布が難しい従業員がいる場合は、どうすれば良いですか？

A 媒体（USB メモリ等）での配布や、従業員に代わって給与事務担当者等が印刷して配布する方法が可能とされています。

Q 従業員に代わって給与事務担当者等が通知書を印刷すると内容を閲覧することになりますが問題ないですか？

A 従業員の通知書記載情報を本人に代位して取り扱うこととなりますので、本人の同意を得た上で通知書のパスワードを取得、パスワード付 ZIP ファイルを復号の上、PDF ファイルを印刷し、印刷物が第三者に閲覧されないように適切に封入、封緘するなどの秘匿措置を取っていただくことが必要になるものと考えられます。

ひらたコラム

靴を脱いで上がるお店で「変わった靴下ですね、うふふっ」って言われた靴下です。

先に断っておくと、これはこういう商品なのです。が、確かに、色違いで2足買って、それを互い違いにして履く習慣が私にはあります。

面白いですね、と言われると、自分でやっておきながらちょっと恥ずかしい自分もいる。なんじゃそら。

なお、5本指の靴下は左右があるので、うっかりすると右足と右足を履いてしまいそうになったりすることがあるので、注意が必要です。これからやろうと思っている方にアドバイスです。やらないか。



発行／2024年5月31日 第145号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

